

# 吹田革新懇 政治を語るつどい 政権とればやりたい放題ですか！

12月3日吹田革新懇  
話会主催の「オール沖縄  
が切り開く新時代沖縄」  
と題して沖縄国際大学、  
大学院教授の前泊博盛  
さんの講演がありました。



オール沖縄でデニー  
知事が誕生し今まで以  
上に注目されている沖  
縄。先日も埋め立て工事  
再開準備等で報道され  
た辺野古基地建設。私人  
が政府に対して訴訟す  
る行政不服申し立てを  
政府が政府にすることを無理強いするやり方もさること  
ながら既に建設予算の62%を使っている予算無視のお金  
の使い方。逆に政府が沖縄に渡しているお金（給付金等）  
が革新派知事より保守派知事の時代が少ない。「釣った魚  
にエサはやらない」のコメントには会場が大きくうなずい  
ていました。また基地依存の経済は誤りで、返還された基  
地跡が開発等で多くの雇用を生み経済効果を生んでいる  
ことは何度か紹介されていますが、その試算表を公表した  
のが翁長知事の前の保守派知事の仲井真さんであったこ  
とに驚きました。保守、革新の違いはあれど沖縄が政府と  
の闘いが続いている状況を知りました。今後の沖縄の課題  
として基地、観光、公共工事の「3K」に加えて健康、環  
境、金融、研究、教育、教育、交通、交易と「10K」を掲げるこ  
とを提案され、教育を重視し、進学率を上げ研究につなげ  
るなど「考える」ことを大切にしたい思いをお話しされま  
した。エピソードとして翁長知事とよく話された間柄から  
「翁長知事は正直で記者についてい（政府との交渉問題  
を）喋りすぎてしまう」と話され角度を変え沖縄の状況を  
具体的に語られました。むずかしい問題を具体的に時には  
ユーモアも交えあつという間の100分。政府の対応のやりた  
い放題の具体的事例を見るにあたり、改めて野党統一の力  
をのぼし「政治を変える」必要を強く感じた講演でした。

## 11月の支部集会

### 江坂支部 不公平すぎる莫大な輸出戻し税に怒り

焼肉サンキューを会場にして、江坂支部集会を開催しま  
した。来年安倍政権によって、消費税10%増税が企まれて  
いるなか、消費税はそもそもどういう税金なのかを深く学  
習し直しました。また記帳状況を交流することで、改めて  
「複数税率」「インボイス」の仕組みを見つめ直して、10%  
増税を許さない運動を話し合いました。2019年自主計  
算パンフレットをテキストにして、討議を行いました。日  
産自動車カロス・ゴーン容疑者の逮捕に怒りが沸き起こ  
りました。社員を解雇、派遣社員を切り捨て、工場を閉鎖  
したことで、地域社会の経済をズタズタにした張本人です。

会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょう  
商工新聞は経営のヒント・ハウスの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう

またパンフレットの中で指摘された日産自動車は、輸出大  
企業で消費税の還付金額が、1509億円になるのを見て  
参加した会員さんは「私ら一生懸命消費税を納付している  
のにあまりにも不公平やないか。納得できんわ」「署名が  
まだまだ少ないですね。知り合いに署名を勧めてみます  
よ。」来年はいつせい地方選挙や参議院選挙があるので、  
これが大事だということになりました。

### 吹南支部 月刊民商の湖東税理士の講演で学習



吹南支部では8名の会員  
が支部集会に参加しました。  
始めに平成30年分から変更  
になった配偶者控除・配偶者  
特別控除について学習しま  
した。消費税の複数税率・イ  
ンボイス制度について月刊  
民商11月号の湖東さんの講  
演を読み合わせして学習し  
ました。質問や感想を聞きな  
がら学習を進めていました  
が、食料品や外食のお話の中  
では読み合わせの途中でも  
コントのような税率の分け  
方に笑いがこぼれました。と  
ころがインボイス制度の部  
分に入ると参加者は真剣に  
なり、テナント賃貸の会員さんからは「うちも消費税課税  
事業者になって、適格領収書の発行があるのか」という質  
問やほかの会員からも「仕入税額控除が80%とはどうい  
うことなのか」などの質問が出されました。また適格請求  
書・領収書の偽りの発行に対する罰則に対しては驚きの声  
も上がりました。

### 第9回 北大阪セミナー

## 「変わる相続制度」

参加無料

誰もが、経験するのが「相続」。  
今年7月の民法改正により、約40年ぶりに  
相続法制度が大幅に変わりました。2019年1月  
より順次施行されます。主な改正点は、  
①配偶者の居住権の保護、②遺産分割等に関する  
見直し、③被相続人の預貯金が引き出し可能に、  
④遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の要式  
の緩和）、⑤遺留分制度の見直し（原則として現金  
で受け取る）、⑥介護に報われるように、等です。  
改正法では、どこが、どのように変わったのか、  
どのように対応すればよいのか、具体例を通じて  
考えていきます。是非、ご参加ください。

- 〈当日の予定〉  
① 「相続法制改正」の概要  
② 具体的なケース  
③ 質疑応答

〈講師〉  
鎌田 幸夫 弁護士  
(当事務所)



1/28(月)

とき 18:30~20:30  
場所 北大阪総合法律事務所  
(会議室)

北大阪総合法律事務所  
kita osaka general law office

〒530-0047  
大阪市北区西天満5丁目16番3号  
西天満ファイビル4階  
TEL 06-6365-1132